

「社会教育による次世代育成の方向性 ～アフターコロナの時代を見据えて～」

令和3年度鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会

講演 令和3年10月1日(金)10時15分～11時45分

倉吉未来中心 他 ⇒ リモート

雲尾 周(新潟大学) kumoo@ed.niigata-u.ac.jp

配布用39スライド

はじめに ～公民館王国【スライド2～11】

1. 社会教育と社会教育行政【スライド12～19】

2. 社会教育委員の役割【スライド20～22】

3. 社会教育による次世代育成【スライド23～31】

4. 地域課題解決学習へ【スライド32～44】

5. つどい まなび むすぶ 社会教育【スライド45～49】

おわりに ～どんな地域へ【スライド50】

公民館と公民館運営審議会

文部科学省 社会教育調査結果(当該年度10月1日現在)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1378657.htm

政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001017254>

調査年度	全国公民館数 設置率	1位県 館数	2位県 館数	3位県 館数	4位県 館数	5位県 館数	鳥取県 館数
平成27	14,171	長野県 1520館	山形県 埼玉県	493館 493館	山梨県 489館	新潟県 443館	183館
公運審 当該館 設置A	3,768 26.6%	長野県 160館	山形県 119館	埼玉県 138館	山梨県 109館	新潟県 60館	113館 61.7%
連絡等 にあたる 館設置B	3,716 26.2%	長野県 193館	山形県 54館	埼玉県 225館	山梨県 124館	新潟県 147館	28館 15.3%
設置率 高い県 (A+B)	石川315館(201+34)、福井208館(142+53)、岐阜306館(140+99)、 愛媛436館(237+124)、高知201館(81+68)、佐賀110館(72+9)						

地域におけるまなび

新潟市公民館運営審議会代表委員会議提言
「地域の教育力向上のための公民館の役割」

2009年3月に教育長へ手交

- はじめに
- 1. 子どもの現状を知る～地域で子どもが抱えている問題は何か？
- 2. 子どもたちの抱える問題を解決するために必要な大人の支えとは？どんな大人が必要とされるか？
- 3. 大人を育成するために公民館はどんなことをすればいいか？
- おわりに

提言にあたっての確認事項①「地域」

それぞれの公民館においては自らの所管する地域
(=新潟市全体を25 地域に)

- 小学校区 = 市全体を114 地域に
- 中学校区 = 市全体を57 地域に
- コミュニティ協議会の設置単位 = 97 地域
- 自治会単位 = 2,072 地域
- 市全体で統一的に = 1 地域

「地域」とは、その時々に応じてこれらの単位が重層的
に機能するもので、一義的に決められない

提言にあたっての確認事項②「教育」

- 教育者と被教育者：教育の対象と主体
- 一般に教育対象は子ども
- 家庭教育主体である親等を教育する場合は？
- 活動にかかわる大人同士、教育の対象である子どもたち同士の教え合い・学び合いという点からみると、すべての大人も子どもも、地域における教育対象でありながら、教育の主体でもある
- 公民館も地域住民も地域における教育の主体
- PTAや自治会、コミュニティ協議会、商工会などの諸団体、NPO等の組織も、教育の主体として、公民館と協働しながら積極的に地域の教育力の一翼を担う

提言にあたっての確認事項③「目的」

- 次代を担う子どもたちの育成
 - 子どもの情操や人間性を育み、人間関係や集団のルール、社会性、自分を大切にすることを育み、公共心や規範意識、勤勉性や自己抑制力などの能力・態度を子どもたちに育むこと。
- ⇒地域の教育力向上と同時に、地域の構成要素であり、子どもたちに最も身近で、常に子どもたちの教育に当たる、家庭の教育力向上が不可欠
- 地域の教育力向上に参加・参画する人たち自身の学習活動を促進し、自己実現や社会参加を実現していくこと
- 新潟市教育ビジョン生涯学習分野「住みたい・住みよいまちづくり」と、地域の教育力を向上させようという活動は、重なる

指針となる取組

- ①家庭教育の支援
- ②子どもの地域生活の充実
- ③地域づくり
- ④他機関、他団体との連携
- ⑤人をつなぐ仕組みづくり
- ⑥人材育成と活用
- ⑦情報提供・発信

「指針となる取り組み」より①家庭教育の支援

- 子育て期の親等が子どもに関する様々な知識・情報や親としての接し方等を学ぶとともに、親同士の仲間づくりも図る。 ☆事業例：乳児期（【事例2】参照）・幼児期・児童期・思春期の各家庭教育学級、父親学級、プレママ・プレパパ学級
- 子育て中の親等が自由に出入りする場所を提供するとともに、子育ての悩みや相談等親同士の交流や情報交換を図る。 ☆事業例：子育てサロン事業、子育て広場、リビングえる、Daijoubu
- コミュニティ協議会（小学校区）単位で地域の施設に、親子遊びの場を開設。地域での親子のコミュニケーションを図る。 ☆事業例：親子わくわくランド

【事例2】 「乳児期家庭教育学級（ゆりかご学級）」

乳児期家庭教育学級（通称「ゆりかご学級」）は、平成20年度は市内15館で実施しています。乳児の生まれ月により第1期から第4期に分かれ、各期3～4館で実施しているため、乳児を持つ保護者が、会場を選び学習することができます。その歴史は古く、昭和50年から実施している新潟市公民館事業の柱とも言える事業です。

ゆりかご学級ができた背景には、親の育児不安や子どもへの虐待が社会問題になり、国（文部省）が家庭の教育力の向上を図り、少子化や核家族化などの家庭形態の変化に応じた家庭教育の支援を進めたことにあります。

ゆりかご学級は、多少の地域性がありますが、基本的に全館が同一のプログラムです。それは、市内のどこでも同じ内容を保護者に提供することが重要と考えたからです。以下が、ゆりかご学級の基本的なプログラムです。



○オリエンテーション（お友だちになりましょう）

学級の趣旨と公民館の保育室運営、受講生同士の仲間づくり

○赤ちゃんのいる暮らし、心の育ちを大切に（乳児期の心と体の発達）

- ・乳児期の子どもの心と体の発達、話し合いを通しての不安や悩みの解消、安定した親子関係
- ・乳児期の子ども心の育ち、豊かな心を育むための親としての接し方

○今親として

- ・ジェンダーの視点からのこれからの夫婦関係、子育てに大切な親の視点
- ・自分自身の生き方、パートナーや子ども、周りとのよい関係づくり

○みんなで子育てトーク、みんなで語ろう 夢・想い

- ・先輩の子育てを参考に、これからの子育てや自分自身の生き方（話し合い）
- ・講座を受けての感想、これからの子育てと自分探し（話し合い）

プログラムをご覧いただくと分かるように、子どもへの接し方だけでなく、夫婦や家族の関係づくりや自分自身を見つめることも大きな学習課題になっています。また、子育てに不安を抱えている保護者同士の仲間づくりももうひとつの課題になっています。

◆保育室の様子◆



事業終了後に文集づくりを通して、自主サークル化しているのも大きな特徴です。さらに、公民館のゆりかご学級で学んだ人が地域に帰って子育ての輪を広げ、子育て支援のサポーターとして活躍することも多いのです。こうして家庭教育学級の実施を通して、公民館が地域の人材を育成しています。

1. 社会教育と社会教育行政

社会教育法第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

1(2)社会教育行政の基本原則

すべての地域住民の自主的学習・文化活動

↑ ↑ ①社会教育行政 = 諸条件の整備、環境の醸成

④ ②市町村（主義）住民に身近なところが地域の実状に応じ

⑤

| 国は地方公共団体への援助、都道府県は指導・調査・連絡等

③（社会教育主事等）専門的な指導・助言

【④求めに応じて】【⑤社会教育行政・施設の運営への民意の反映】

雲尾周「生涯学習行政」高見茂・服部憲児編『教育行政提要(平成版)』協同出版、2016年、175頁。

1 (3) 社会教育機関

社会教育法第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

【社会教育法1949.6.10 → 図書館法1950.4.30 博物館法1951.12.1】

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

社会教育調査（2018年度）結果

	施設数	利用者数	国民1人	ボラ登録	バリア	PC
公民館（含類似施設）	14,281	166,517	1.3	119,354	69.1%	55.1%
図書館（含同種施設）	3,360	177,899	1.4	99,687	94.7%	97.6%
博物館	1,286	142,456	1.1	35,011	89.3%	91.1%
博物館類似施設	4,452	160,613	1.3	48,938	74.5%	63.6%
青少年教育施設	891	19,729	0.2	24,246	78.6%	70.9%
女性教育施設	358	11,310	0.1	46,148	77.7%	78.5%
社会体育施設	46,981	526,725	4.2	70,813	47.7%	-
民間体育施設	16,397	107,939	0.9	-	21.1%	-
劇場，音楽堂等	1,827	-	-	17,599	99.1%	-
生涯学習センター	478	27,290	0.2	20,357	89.7%	81.8%

2018年10月1日現在。利用者数は2017年度間の数値(千人)、図書館は「図書の帯出者数」,「国民1人」は、「国民1人当たりの利用回数」であり2017年度間の利用者数を総務省統計局「2017年10月1日現在推計人口(総人口)」(126,706千人)で除した値。「ボラ登録」はボランティア活動登録者数。「バリア」はバリアフリー関係設備を設置している施設数の割合。「PC」はコンピュータの設置施設数の割合。(出典)文部科学省・社会教育調査より作成。赤字は激減、茶字は微減、下線は最多。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/

1(4) 公民館の運営

社会教育法

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

1(5) 図書館

戦前:資料の保存

→「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(図書館法第2条)

⇒「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」(同法第3条)同第3号「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること」=レファレンス

図書館法第14条第2項 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

1(6) 図書館法関連

- **国立国会図書館法** (1948年2月9日法律第5号)

第25条...出版物を発行したときは...文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に...一部を国立国会図書館に納入しなければならない。

- **学校図書館法** (1953年8月8日法律第185号)

第2条...図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備...

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

- **図書館の自由に関する宣言** (1979年5月30日日本図書館協会総会決議)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。...資料収集の自由...資料提供の自由...利用者の秘密を守る...すべての検閲に反対する

- **子どもの読書活動の推進に関する法律** (2001年12月12日法律第154号) 第10条第2項 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

1(7) 博物館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（博物館法第2条）

⇒ 博物館の3つの機能

資料の収集・保管

博物館教育（Education in Museum）

資料の調査研究

博物館法第20条第2項 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

2. 社会教育委員の役割

社会教育法第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱(文部科学省令で定める基準を参酌)

新潟市社会教育委員会議 委員構成

	第28期		第29期		第30期		第31期	
	平成20.05.02		平成22.05.02		平成24.05.02		平成26.05.02	
	平成22.05.01		平成24.05.01		平成26.05.01		平成28.05.01	
小学校長会	小学校長A	小学校長B	小学校長C	小学校長D				
中学校長会	中学校長A	中学校長B	中学校長C		中学校長D			
大学教員	大学教員A		大学教員D					
	大学教員B		大学教員E				大学教員E	
	大学教員C						大学教員F	
社会教育	公民館運営審議会委員A		前・公民館運営審議会委員A		公民館運営審議会委員B		公民館運営審議会委員C	
							図書館協議会委員1	
青少年	育成協1			PTA・A			PTA・B	
地域	地域教育コーディネーターA						地域教育コーディネーターB	
	人権擁護委員1						自治協議会委員1	
NPO	NPO・A		NPO・B		NPO・C		NPO・E	
							NPO・D	
その他	マスコミ1			企業1				
公募	公募A							公募C
	公募B		下線議長。任期は1期2年、3回までが原則。					

新潟市社会教育委員会議の建議・報告

新潟市ホームページ>>教育委員会>生涯学習センター>社会教育委員会議>建議・報告

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/kyoiku/crosspal/iin/kengi.html>

- 「第3期新潟市生涯学習推進基本計画」(平成22年度～26年度)の策定 平成22年3月
- 「地域の教育力を高めるために～新潟市の社会教育が今後取り組むべきこと～(建議)」平成24年3月
- 「新潟市の生涯学習の推進に向けて(報告)」平成26年3月
(生涯学習推進基本計画の検証)
- 「新潟市の生涯学習のあるべき姿 『ともに学び、育ち、創る』～ゆたかな新潟をめざして(建議)」平成28年3月
(実質的生涯学習推進基本計画)
- 「『学びの循環』による人づくり(建議)」平成30年3月
- 「社会教育による次世代育成について(建議)」令和2年3月
- 「新型コロナウイルスの影響と社会教育(緊急提言)」令和2年11月
- (「建議のその後」の令和4年3月報告に向けて調査審議中)

3. 社会教育による次世代育成

第32期新潟市社会教育委員会議 建議(平成30年3月提出)

「学びの循環」による人づくり

＜狭義の循環＞

個人や集団の学習成果を地域活動等で生かし、手応えを感じることで、達成感や活動意欲が生まれ、さらなる学びに向かう。

＜広義の循環＞

直接的な学びでなくとも社会経験・職業生活等で身に付けた知識等を活用した活動を行うことで、新たなつながりや活動意欲を引き出しさらなる学びに向かう。

＜世代を超えた循環＞

学習成果を活用して社会参加・社会貢献・自己実現している人を目にすることで影響を受け、自らの学びが深化する。さらに、活動により後進が育まれることで、学びの循環は個人内にとどまらず地域等で学びが循環する社会が形成される。



「『学びの循環』による人づくり」を受けて

第33期新潟市社会教育委員会議建議（令和2年3月提出）

社会教育による次世代育成について

循環型生涯学習の実践と課題から提言を行った。このような循環が成立し人づくりが進むことを期待しつつも、新潟市の現状は、全国各地と同様、少子化・人口減少・若者流出が進んでいるし、社会教育の活動者自体も減少し、地域づくりや社会活動を行う人材の育成が課題となっている。果たして社会教育において次世代育成を図ることができるであろうか。「学びの循環」による人づくりを進めることは、世代間で学びを継承し、次世代育成を行える可能性がある。一方で、各世代におけるそれぞれの自由な活動が展開されている実態からいえば、各世代の学びをどう充実させるかという観点も設定される。そこで、第33期新潟市社会教育委員会議において、「社会教育による次世代育成」をテーマとし、「世代を超えた学びの継承と創造」、「いろいろな世代の学びの充実と展開」の両面から実践と課題を分析し、提言を行うこととした。

語られる「課題」

- 活動者の高齢化(メンバーの固定化、負担の集中など含む)
- 届いてほしい人に届かない
- 地域の薄い関心

公民館では・・・数十年前に新築された公民館に、地域の人たちがこぞって寄り合い、サークルを結成し、活動が始まる。そのまま数十年が過ぎれば、サークルの数は減らないが、その構成メンバーはそのまま高齢化し、活動もマンネリ化、施設の老朽化もあって新たな活動を行いにくいし、新たなメンバーも参入しない。

↑ 価値観の多様化、アクティブシニアの増加、交通手段の簡便化、国際化・・・

次世代育成の2つの方向性

旧来型の方向性: 次世代を、自分たちの活動の中に育成する(社会教育が今まで得意としてきた)

前世代が培ってきた学びを次世代へと継承し、次世代の学習者はそこに新たな学びを付け加えながらさらに次の世代へと継承していく「世代を超えた学びの継承と創造」

新しい方向性: 次世代を、自分たちの活動の外に育成する

地域の中で同じような活動をしていても、世代が違うのであるから一緒に活動することには無理がある。協力するところは協力し、普段は別々に、自由に活動する

各々の世代がそれぞれの学習活動を充実させていく「いろいろな世代の学びの充実と展開」

旧来型次世代育成の継続と限界

- 公民館利用団体
- PTA
- 地域団体・地域活動組織

← 相対的減少、絶対的減少

■ 地縁によるリクルートメントなしの組織化

公館主催事業の受講者による自主サークルなど

【(公民館での)学びを自分たちで継続しようとする市民を育成する事業展開が社会教育行政に最も求められる】

学びを生かす次世代育成 : 世代を超えた学びの継承と創造

核家族化により家庭内助言者がいなくなり、小家族化と少子化により子育て経験の減少と手助けの消失を招いた現代社会において、子育ては大きな社会的課題となっている。だからこそ、世代を超えた学びの継承と創造がみられる

- 課題が明確であること
- 多くの人に共通する課題であること
- 課題解決のために生涯学習社会における学び(社会教育・生涯学習、職業経験・社会経験等による学び)が機能すること



- ◆ 育成される次世代は、自組織の内部にとどまらず、むしろ外部
- ◆ これらを支援・推進できる社会教育行政関係職員の研修と配置

新しいつながりによる次世代育成：

いろいろな世代の学びの充実と展開

- 地縁や生活課題のみではなく、新たな学びの動機や学びの形、新しいつながり
- 既存の組織や枠組みにとらわれない自由な組織運営と活動
- 従来の社会教育活動には参加し難かった人たちも参加しやすく、社会教育の裾野を広げる
- 既存団体等との連携協力が、それらの活動の活性化にもつながる
- 自組織・他組織の現有メンバー、いわば同世代育成をまず行い、そこから全面的な次世代育成につながる

次世代育成の方向性

- 新しいつながりには新しい場（個人宅、企業施設、またバーチャル空間）←行政による確保

- 重要な領域 安心・安全（防災と福祉）

社会的包摂

地域学校協働活動・地域学校協働本部

社会教育施設に限らず、福祉施設や学校などもその場になるし、多数の人が SNS を介して集まることも想定される。これらの施設には数百人が一度に使える Wi-Fi 環境も求められる。言葉が通じなくても翻訳アプリの使用により意思疎通も可能になる。安心・安全で情報環境の整った、身近で使いやすい公共施設の整備

4. 地域課題解決学習へ

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」(平成29年3月28日 学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/035/index.htm

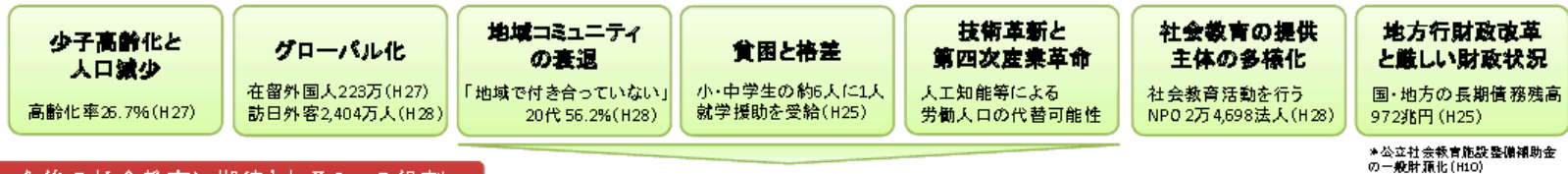
社会教育に期待される三つの役割

- ① 地域コミュニティの維持・活性化への貢献
- ② 社会的包摂への寄与
- ③ 社会の変化に対応した学習機会の提供

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて

【学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議（論点の整理）の概要】

社会教育を取り巻く環境変化とその具体例



今後の社会教育に期待される3つの役割

地域コミュニティの維持・活性化への貢献

- 学びの成果を活かした地域づくりを通じて、地域コミュニティの維持に貢献。
- 施設の特性に応じて、交流人口拡大と地域活性化に寄与。

社会的包摂への寄与

- 高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、すべての住民が孤立することなく、地域社会の構成員として社会参加できるよう社会的包摂に寄与。

社会の変化に対応した学習機会の提供

- 長寿化により、社会変動の影響を受ける期間が長期化する中、社会で求められる能力の変化に対応した学習機会を提供。

学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置付け

持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

- 学校や首長部局のみならず、NPO、民間教育事業者等の多様な主体との連携・協働を推進。
- 民間の資金やノウハウの活用を促進。官民連携による新たな社会教育施設の運営等について優良事例を収集し広く展開。

「学びのオーガナイザー」と社会教育主事の養成・活用

- 地域課題に応じて学習活動を組み立て課題解決につなげることができる「学びのオーガナイザー」を社会で広く養成。
- 社会教育主事講習等を民間に一層開放。
- 社会教育主事経験者・有資格者のネットワーク化を図り、経験・知見を共有。

新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備

- 交流人口拡大や地域活性化も念頭に、学校施設や民間施設等との複合化等の取組を奨励。
- 社会教育施設の老朽化に伴う更新に向け地方公共団体の計画的な準備・対応を喚起。

国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政を展開し、社会教育分野への官民の教育投資を促進

- PDCAサイクルによる事業の不断の改善
- クラウドファンディングなど多様な資金調達手法の活用促進

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築

今の地域課題は？社会教育の問題は？

1.

2.

3.

4.

5.

東京都福祉保健局 フレイルリスク度のチェック

体力	1	この一年間に転んだことがありますか Y
	2	1kmぐらいの距離を不自由なく続けて歩くことができますか N
	3	目は普通に見えますか(注:眼鏡を使った状態でもよい) N
	4	家の中でよくつまづいたり、滑ったりしますか Y
	5	転ぶことが怖くて外出を控えることがありますか Y
	6	この一年間に入院したことがありますか Y
栄養	7	最近、食欲はありますか N
	8	現在、たいていの物は噛んで食べられますか(注:入れ歯を使ってもよい) N
	9	この6か月間に3kg以上の体重減少がありましたか Y
	10	この6か月間に、以前に比べてからだの筋肉や脂肪が落ちてきたと思いますか Y
社会	11	一日中家の外には出ず、家の中で過ごすことが多いですか Y
	12	ふだん、2~3日に1回程度は外出しますか(注:庭先のみやゴミ出し程度の外出は含まない) N
	13	家の中あるいは家の外で、趣味・楽しみ・好きでやっていることがありますか N
	14	親しくお話ができる近所の方はいますか N
	15	近所の人以外で、親しく行き来するような友達、別居家族または親戚はいますか N

05 NIIGATA | 市報にいがた | 2019年(令和元年)5月5日

あんしん・生きがい

シニア通信 ①

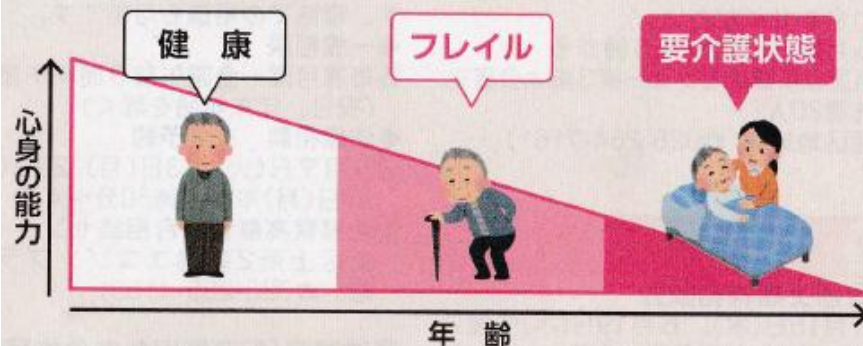
問 地域包括ケア推進課
(☎025-226-1281)

フレイル予防で健康寿命を延ばしましょう

フレイルとは、加齢により心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいいます。多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられています。

フレイルの兆候

- 食欲がなく、体重が減ってきた
- 歩く速度が遅くなった
- 外出の機会が以前より減った



職員に聞きました

フレイルを予防・改善するためには、**栄養バランスの良い食事、適度な運動、趣味活動などへの参加**が大切です。健康を維持するため、早めに予防に取り組みましょう。



地域包括ケア推進課 長谷川

5. つどい まなび むすぶ 社会教育

第34期新潟市社会教育委員会議緊急提言（令和2年11月提出）

新型コロナウイルスの影響と社会教育

新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方について：**【1. 利用制限の基準作成】**

利用制限のガイドライン・基準づくりと利用者への
周知

利用制限下における利用継続に向けた工夫
ボランティアへの配慮

【2.ICTを活用した「つどい まなび」】

- 社会教育施設における通信環境の整備と職員の習熟度向上
 - 参加者層の拡大、講師の拡大、
受講定員の拡大、参加地域の拡大
- オンライン会議でアプリを活用したスマホ講座の実施
- 対面可能時間での関係づくり、仲間づくり
 - 対面・非対面をミックスしたハイブリッド講座

【3.ICTを活用した「つどい むすぶ」】

- メールやチャット、LINE等のメッセージアプリの活用

図書館レファレンス業務

ボランティア間のメーリングリスト

若者の居場所

【4.大切にしている直接的「つどい」】

- 避難所としての社会教育施設（利用者と職員の共通理解）
- 新型コロナウイルス感染症に関わる学習等を通して市民にとって頼りになる施設へ
- 社会教育施設利用者間のつながりやすい環境づくり（Wi-Fi環境の整備）

【5.新しい「つどい まなび むすぶ」】

- ICT活用によるより多くの市民の（対面あるいは非対面での）つどい、まなび、むすぶ
学校教育・職業生活におけるICT普及と合流
各家庭の通信環境整備による多世代参加
「市民」の拡大 住民票、通勤・通学
新潟市に興味関心のある人
元新潟市民

⇒ 新しい学びと社会教育活動の創出

おわりに ～ どんな地域へ？

あなたの活動が地域をつくる

家庭教育：この家庭に育ったことに感謝し喜びを感じる

学校教育：この学校でのまなびと思い出を基に活躍する

地域教育：この地域で育まれたことに愛着と誇りを持つ

社会教育・生涯学習：この社会で学んでいることの意味を実感する

→あなたの住みたい「まちづくり」は？ 再見